

第112回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成26年7月7日(月)

招集場所 米子市役所 第402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
10番	船岡 市秋委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員	13番	安達 卓是委員
14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員	17番	吉澤 一誠委員 (部会長)

欠席委員 9番 木澤 純一委員

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 山本主任 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事
  - (1) 農地法各条申請審議等
    - ア 第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
    - イ 第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
    - ウ 第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
    - エ 第15号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- 5 報告事項
  - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分  
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

ただ今より、農地部会を開催したいと思います。今日は、この任期で最後の部会となります。挨拶は最後にさせていただいて、早速審議に入りたいと思います。

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号7番の佐々木知俊委員と議席番号8番の山中春夫委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席は木澤委員さんが体調不良ということで欠席です。

審議に入ります前に、2ページにこの日の審議件数が書いてあるんですが、この1年、何件出たかなということで、集計してみました。参考のため、聞いていただいたらいいなと思います。3条所有権移転は49件出ています。これは昨年より、2割く

らい増えています。使用収益権設定は0件でした。4条の許可申請書が6件出ています。昨年のは倍、昨年は3件でした。4条の届出書、これは45件出ておりました、これも昨年に比べて倍、5条の許可申請書が55件、届出書が69件出ておりました。これは、昨年とほぼ同じでした。18条6項の通知書が78件、これは2割5分の増です。あっせんに基づく農地の交換申立1件、農地の転用に関する証明願0件、昨年も0件でした。非農地現況証明願39件、農地転用事業計画変更1件、農地利用集積計画について、所有権移転が2件、利用権設定が488件、これは2割増、農地転用現況確認書の交付90件で、これは2割の増でした。以上のような状況になっていました。これには、取下げは入れておりません。出たものを集計したものです。

それでは審議に入ります。初めに、3ページの議案第12号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号16の和田町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号16の和田町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が祖父から贈与によって農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は54aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

13番（安達委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、申請者は新規就農者ですが、がんばっておられます。この方が、また贈与を受けて、農地を拡大されるということですので、よろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号17の奈喜良について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号17の奈喜良について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が高齢で耕作が出来なくなり、遠い親戚にあたる譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は107aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

6番（松林委員）

現地を確認したところ、きれいに耕作しておられ、なんら問題はありませんのでよろしくご願ひします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号18の大崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号18の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は81aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

2番（石橋委員）

譲受人が、規模拡大のため売買で農地611㎡を取得しようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページの議案第13号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

（石橋委員退席）

議長（吉澤委員）

6ページ、番号2の葭津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（安達委員）

現地調査で見ていただいたところですが、場所は、法人経営で使用されている隣の農地で、面積は498㎡です。

申請人は、経営している農業生産法人の農機具置き場および従業員の駐車場が不足していることから、申請地の整備を計画したものです。補助事業を導入されて、さらに規模拡大を計画しておられます。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われまますが、集落に接続する形での転用であり、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号2について説明がありました、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

（石橋委員着席）

議長（吉澤委員）

続きまして、番号3の大崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（石橋委員）

3番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、大崎の畑で面積は392.3㎡です。なお、本件は備考に記載してある通り、第5条議案12番と関連しています。5条の申請地の面積が14㎡ですので、合計して敷地の面積は406.3㎡となります。

申請人は、現在妻と子3人の5名で生活しているが、将来的に子が結婚し、家族が増えることを見越して、申請地に自分と妻が居住する住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号3について説明がありました、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページの議案第14号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号10の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

すみません、議長。議案の取下げが出ております。5条の番号14の淀江町淀江の案件の取下げが出ておりますので、よろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

そうしますと、もとにもどりまして、彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11番（安田委員）

10番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は42㎡です。申請人は、自動車整備工を営んでいますが、修理車両の置き場が狭くなったために敷地の拡張を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただいま番号10について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号11の葭津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（石橋委員）

11番の議案について説明します。現地調査の3番目に見ていただいたところです。申請地は、葭津の畑で面積は249㎡で

す。申請人は家族7人で生活していますが、現在の家屋が築40年を経過し老朽化が進んできていること、家屋の一部を自営業を営んでいる夫の作業場として使用していること、また、将来的に長男が結婚して家族が増えることを考慮し、夫が所有している隣の農地に新たに家屋の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われます。

転用については問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただいま番号11について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号12の大崎について、先ほどの説明とダブると思いますが、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（石橋委員）

12番の議案について説明します。

申請地は、大崎の畑で面積は14㎡です。なお、本件は議案の備考に記載してある通り、第4条議案3番と関連しています。

詳細につきましては、4条議案の審議の際に説明させていただいた通りで、転用については問題ないと思われますので、ご審議  
よろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただいま番号12について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号13の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11番（安田委員）



13番の議案について説明します。

申請地は、彦名町の畑で面積は442㎡です。申請人は、夫婦で市内のアパートで生活していますが、申請地の近隣に住む両親の老後の面倒をみることもあり、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、500M以内に2以上の医療施設がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。

転用については問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただいま番号13について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号15の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11番（安田委員）

15番の議案について説明します。今日、いちばん最初に行きました、ソーラーの件です。これは、昨年申請があり完成した所の、2期工事ということです。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の田畑で面積は6,712㎡です。申請人は、売電収入を見込んで申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

ほかの農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただいま番号15について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号16の安倍について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（大縄委員）

16番の議案について説明します。

申請地は、安倍の畑で面積は237㎡です。申請人は、家族で市内のアパートで生活しているが、手狭になってきたこともあり、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われま

す。転用については問題ないと思われま

議長（吉澤委員）

ただいま番号16について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号17の淀江町中間について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

最後に見ていただいた所で、申請人は外から就農するために来られた人で、ネギを作っておられます。今まで、農協の共選に出しておられましたが、コストが高いために、農地を借りて農業用倉庫を建てて、コストを下げてがんばりたいとのこと

です。申請地は、淀江町中間の畑で転用する面積は132㎡です。申請人は、ねぎの調整作業の作業場を確保するため、申請地に農作業小屋の建築を計画したものです。土地改良区の同意もありますが、改良区としても応援して行きたいと思っています。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われま

農業用施設であり、転用については問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただいま番号17について説明がありましたか、ご意見、ご質問等がございませぬか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、12ページ、議案第15号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。今月は利用権設定が22件ございませぬ。

審議に入りたいと思ひますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

（石橋委員退席）

議長（吉澤委員）

そういたしますと、15ページ、番号7-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、9筆 9,053㎡、畑に関するものが、29筆 30,471㎡、ございませぬ。

番号7-1は、経営移譲年金受給のための設定となっており、経営面積は、984aとなっておりませぬ。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えませぬ。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたか、ご意見、ご質問等がございませぬか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

番号7-1の審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

(石橋委員着席)

議長（吉澤委員）

それでは、利用権設定各筆明細について、番号7-2から、19ページ、番号7-22までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号7-2は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、210aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号7-3から番号7-4までは、再設定でございます。

番号7-5から番号7-7は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、165aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号7-8は、再設定でございます。

番号7-9から番号7-13は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,264aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号7-14から番号7-16は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、70aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-17から番号6-18までは、再設定でございます。

番号7-19から番号7-20は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、150aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号7-21から番号7-22までは、再設定でございます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から番号7-2から番号7-22まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

21 ページ、(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号7から番号8の3件を受理しております。

続きまして、22 ページ、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号11から番号13の3件を受理しております。

続きまして、23 ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号10から番号15の6件を受理しています。

続きまして、25 ページ、(4) 非農地現況証明について、番号4から番号6の3件を証明しています。

続きまして、26 ページ (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、2件を鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、26 ページ、(5) 農地転用現況確認書交付について、番号13から番号20の8件を交付しています。

続きまして、会長の方から、県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

仲田会長

(県農業会議会議員の事務報告)

議長 (吉澤委員)

本日、予定していましたが、審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

( 連 絡 事 項 )

議長 (吉澤委員)

そういたしますと、本日、予定しておりました、内容はすべて終了いたしました。この1年間、本当にありがとうございました。最初に、部会長に指名されたときにはどうなるかと思っておりましたが、委員の皆さん、事務局の皆さんのご協力によりまして、何とかこの1年を終えることができました、お礼を申し上げます。毎回、部会があると、もっと掘り下げなければならなかった、もっとスピーディーにしなければならなかったと反省事項もありますが、それでも大きな事故もなく終えることが出来ました。重ねて御礼申し上げます。

そういたしますと、これもちまして、第112農地部会を終了します。

閉 会 午後2時54分